

# 令和3年度 チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務委託に係る プロポーザル公募要領

チャレンジいばらき県民運動

この要領は、令和3年度チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

県内の県民運動に関する情報を分かりやすく効果的に発信し、県民運動の醸成や活性化、本県の魅力度向上に資することを目的に発行する広報紙について、提案者からのプロポーザル（企画提案）に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。

### 【発行の基本方針】

- ① 「読者を引き付け、かつ県民の県民運動への参画を促すとともに、本県の魅力度向上につながる紙面」づくり。
- ② 読者にとって、読みやすく分かりやすい紙面づくり。

## 2 委託業務の内容

別紙「令和3年度 チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務委託契約書」及び「令和3年度 チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務仕様書」のとおり

## 3 予算上限

157万円（デザイン費、取材費、印刷費、梱包費及び消費税額等含む）

ただし、郵送費については、委託者負担とする。尚、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約する事を約束するものではない。

## 4 参加者の資格に関する事項

次の各項のすべてを満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有するものであって、同要項第5条に規定する物品等競争入札参加有資格者名簿の大分類1（印刷類）の小分類1（一般印刷）に登録されている者であること。
- (4) 過去2年間に県内の官公庁など公的機関が発注する印刷物を作成した実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

## 5 提出書類について

### (1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号） 1部
- ② 表紙を含むデザイン案 6部
- ③ デザイン説明書 6部
- ④ 見積書（様式第1号） 1部
- ⑤ 実績見本（過去2年間に県内の官公庁など公的機関から受注した作成物） 6部
- ⑥ 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書の写し 1部

※ なお、当該見積書に基づき生じた権利義務は、令和3年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

### (2) 提出期限及び方法

令和3年4月20日（火）15時必着とする。（郵送または、持参いずれでも可）

### (3) 提出先

チャレンジいばらき県民運動事務局

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎 2階

電話：029-224-8120 FAX：029-233-0030

## 6 業務委託候補者の選定方法

- ・選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。
- ・審査は、提出されたデザイン案等をチャレンジいばらき県民運動が設置した審査委員会において、総合的に審査し、最適業者を選定する。

- ・採否については、審査後通知する。
- ・審査の内容については、一切公開しない。
- ・結果についての審議申し立ては一切認めない。

## 7 契約手続き等

### (1) 契約の締結

- ・チャレンジいばらき県民運動は、上記6に基づき選定した業者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査のうえ委託契約を締結する。なお、採用案は修正する場合がある。

### (2) 契約保証金

- ・契約の相手方は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除する。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) その他要領等において示した条件等を満たさない提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったもの

## 9 その他

- (1) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類等は、本業務委託の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (4) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

## 10 問い合わせ

チャレンジいばらき県民運動事務局

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2F

電話：029-224-8120 FAX：029-233-0030

E-mail：[info@challenge-ibaraki.jp](mailto:info@challenge-ibaraki.jp)